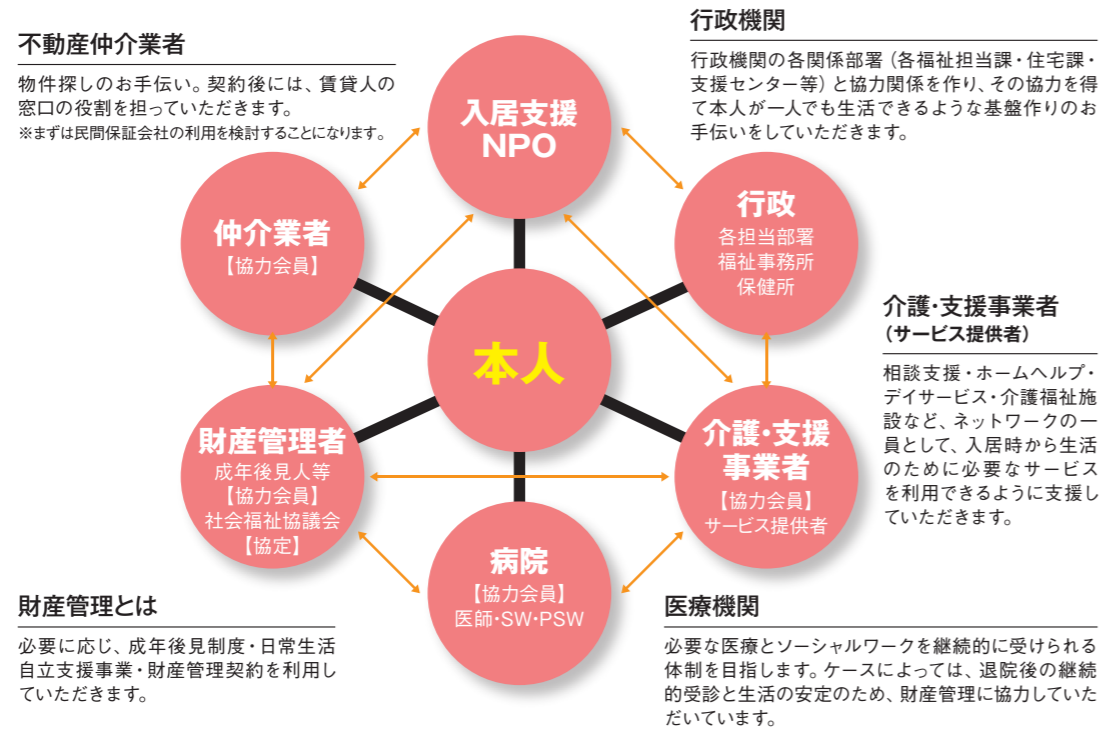


2019年度
橋本財団 福祉助成
活動報告書

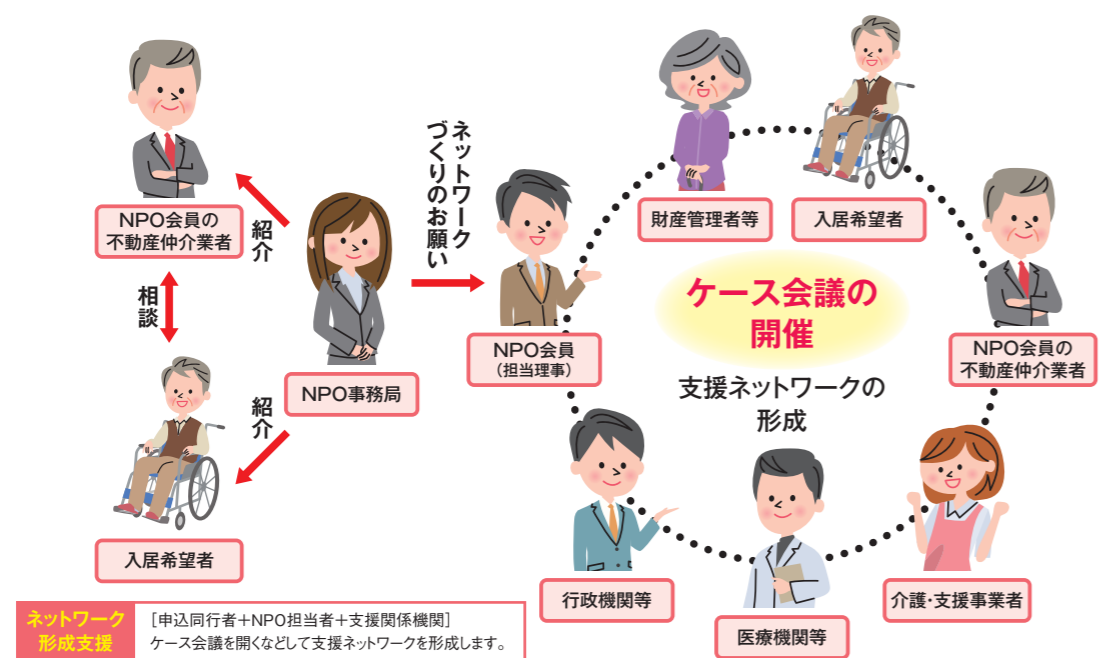
おかやま入居支援センター/ネットワーク概念図

入居支援ネットワーク概念図

当NPOは入居支援ネットワークを形成するため他の関係機関とつながりを作ります。必要に応じて入居の保証（緊急連絡人や保証人になるなど）と退去時の明渡しの諸手続きを行ないます。



物件探し支援・ネットワーク形成支援



おかやま入居支援センターの主な活動

住宅の確保が困難な方から居住に関する相談を受け、高齢者・障害者・被虐待者・刑余者・被災者に対するネットワーク構築と賃貸保証等による居住支援を実施しています。

活動の対象者

高齢者・障害者・被虐待者・刑余者・被災者

助成活動

倉敷地区での民間シェルターの新規開設、岡山県内におけるシェルターの広域化とシェルター運営のネットワーク化です。

実施目的

倉敷地区での民間シェルターの新規開設と、シェルター運営ノウハウの共有によるシェルター（一時的避難所）の県下広域ネットワーク化の取組です。

2018年7月に発生した西日本豪雨災害では岡山県下で住宅全壊4841棟半壊3219棟に及びました。東日本大震災が発生した2011年の暮れにはホームレス状態の人々が仙台市に集まるという事態になりました。何かの事情で住む住居がなくなる人は少なくありませんが、災害時には特に留意が必要があります。

被災地を回ってみると、賃貸住宅低層階の入居者のほとんどは住めなくなり他所に移っていました。その後の生活状態は調べようがありません。新たな住居を確保できず親戚や友人宅に一時避難しているひとも多く住居問題は解決していません。

岡山県内ではシェルターとして利用できる部屋は岡山市に集中しており、被災者が最も多かった倉敷市にはシェルターがないに等しい状態です。シェルターは、家に住むことができなくなった人の最後の避難場所です。

実施内容

倉敷市内のマンションの1室を賃貸して、シェルターを開設し、特定非営利活動法人「ピアサポートセンターひとりの実」に、ほぼ毎日、通所する形での見守り支援を委託しました。家庭環境に恵まれない17歳の一人暮らし経験による自立支援、および精神科医療機関からの退院に向けての一人暮らし体験のために活用しました。他にも緊急避難案件の打診がありました。

岡山市内においても、従来からのワンルームシェルター1室に加え、期中に2Kの間取りのシェルターとニーズに沿ったシェルター物件を用意し、重度の障害のある刑余者の支援を実施しました。

成果

倉敷市内での連携モデルにより、岡山県内におけるシェルターの広域化の端緒ができ、シェルター運営のネットワーク化のスタートを切ることができました。加えて、岡山市内においても、ニーズに沿ったシェルターを用意して、成年後見制度の補助人と協力して犯罪を繰り返していた男性を支援しました。さらに本人と賃貸人との直接契約につなぐことで地域生活の支援を行いつつ、犯罪の繰り返しを防ぐことができました。

今後の課題と対応策

倉敷市内のシェルターニーズが高いことが判明しました。令和元年度は、倉敷市内にワンルームマンションの1部屋しか用意できなかったために活用できなかったケースもありました。また、倉敷市内には、家族など複数人が入居可能なシェルターがなく、かつ、若年のひとり親向けの自立支援に活用可能なステップハウスもなく、被災者の緊急受入れが可能な住居もないという課題が判明いたしました。そこで倉敷地区に、ワンルームに加え一軒家の賃貸物件を確保し、若干の改修を行って、シェルター・ステップハウスなど柔軟な形で活用し支援の多様性を広げていきたいと考えています。

参加者・利用者の感想など

支援者を通じて、利用した際の感想を下記のようにいただきました。

◎本人

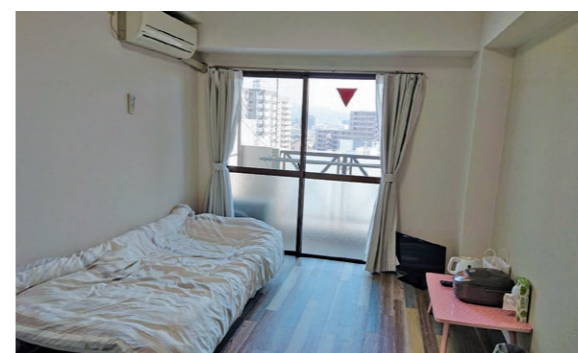
- とても良かった。
- 駅が近かった。
- 倉敷の町を歩いて探検できた
- 見晴らしがよかったので、火事を通報することができた。

◎支援者

- 新たな地域（倉敷）で暮らすための外泊練習をすることができスムーズに地域移行ができた。
- しばらく入院が続いていたので、本人が家事等どこまでできるかといったことの評価をすることができた。

シェルター（内部）

シェルターA（倉敷市）



シェルターB（岡山市）



シェルターC（岡山市）



おかやま入居支援センターのシェルター事業取り組み

おかやま入居支援センターのシェルターについて

対象者を広範囲（高齢者・障害者・被虐待者・刑余者・被災者）にした民間シェルター（緊急一時避難施設）です。

民間シェルターには、DVシェルター、ホームレスシェルター、子どもシェルターなど対象者を限定している施設もありますが、当NPOは当初より入所対象の方を広く受け入れてきました。

シェルターには、家具、日用品と数日分の食料を用意していつでも利用できるようにしておき、必要に応じて利用者を緊急一時保護します。シェルター使用者は1ヶ月以内をめどに次の住まいへ移ることができるように、当NPO内外の関係者が支援を行います。

地域に住まいを見つけるための経済的基盤のない人は、生活保護を申請することになりますが生活保護を申請するための住所としてシェルターを利用できます。また就労先を探したりすることができます。（ただし、虐待を受けていた人に再び危害がおよぶことを避けるために、シェルターの住所は生活保護申請と就労のために以外では原則非公開です）。

また、精神科病院の長期入院者が地域移行のためにアパート入居前にシェルターを短期的に利用し、アパート生活のための訓練を行うこともあります。

当NPOの設立目的は住宅確保が困難な方に対するアパートへの入居支援から始まりました。シェルター事業は、その目的のためにアパート入居前の一時的な住居が必要な方への支援としても位置付けられています。

シェルター利用者の経緯

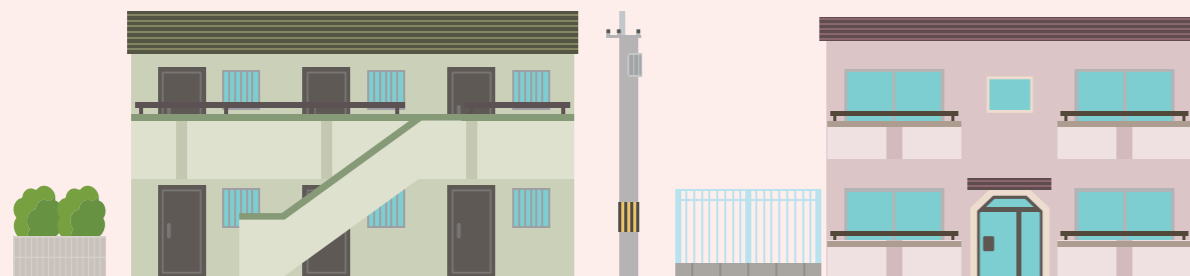
2013年(平成25年) 12名(未成年や精神障害のある方が多い)

2015年(平成27年) 14名(男性3名・女性10名・幼児1名)

2017年(平成29年) 4名(男性3名・女性1名)

2018年(平成30年) 3名(男性2名・女性1名)

2019年(平成31年) 5名(男性1名・女性4名)

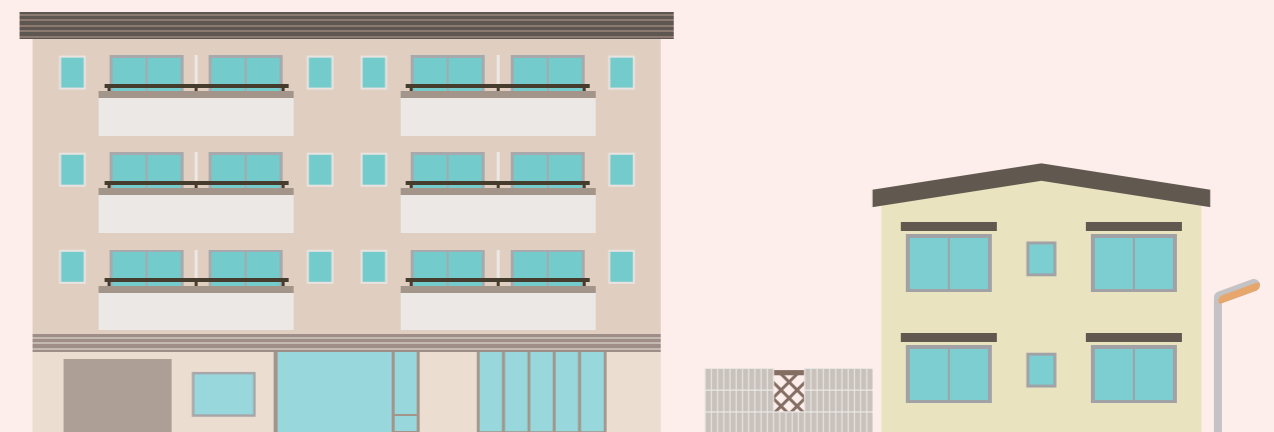


おかやま入居支援センターによる自立準備ホームの取り組み

2011年(平成23年)から保護観察所は「登録されたNPO法人等に対して刑務所出所者等への宿泊場所の提供等を委託する事業」を実施しています。この宿泊場所を「自立準備ホーム」と呼んでいます。出所した刑余者の方が、住居が定まるまでの期間、宿泊することで地域生活の再スタートをスムーズに行うことができます。再犯防止にもつながります。

当NPOでは2015年からアパートの部屋を自立準備ホームとして登録しました。入居者がいない場合はシェルターとして利用することもできました。居室や生活用品、食料などの準備はほぼシェルターと同様ですので併用が可能です。併用することで、施設の稼働率を高めることもできます。

当NPOとしては、対象を女性、精神障がい者等としています。これらの方が利用できる自立準備ホームはほとんどありません。





2019年度 橋本財団福祉助成 活動報告書

発行日／2020年3月

編集・発行／〒700-0806 岡山市北区広瀬町2-11

認定特定非営利活動法人 おかやま入居支援センター

※写真左の古民家「博士の家」に当NPOの事務所があります。